

令和3年6月28日
総合教育センター大研修室
10時00分～12時00分

令和3年度 第1回葛飾区特別支援教育推進委員会 次第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

(1) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会について

資料1

資料2

(2) 令和2年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について

資料3～5

(3) 特別支援学級の増設について

資料6～7

(4) 特別支援教室の入室者数について

資料8

(5) 特別支援教育に関する研修について

資料9

(6) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会年間予定

及び各検討部会について

資料10

(7) その他

4 閉会

【資料】

資料1 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿

資料2 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

資料3 令和2年度特別支援教育事業の取組状況

資料4 葛飾区立小中学校における医療的ケア実施要綱

資料5 副籍交流一覧表等

資料6 知的障害特別支援学級の増設について

資料7 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について

資料8 小・中学校特別支援教室入室者数

資料9 特別支援教育に関する研修

資料10 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会年間予定等

令和3年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 名簿

	所属	職位	氏名
委員長	葛飾区教育委員会事務局	学校教育担当部長	菅谷 幸弘
副委員長	聖徳大学	教授	河村 久
委員	都立よつぎ療育園	園長	玉木 久光
委員	のぞみ学園かめあり	園長	早川 薫
委員	私立幼稚園連合会	東江幼稚園長	浅井 正信
委員	私立保育園連盟	砂原保育園長	高橋 広美
委員	私立保育園経営者協議会	監事	高橋 龍晟
委員	私立学童保育クラブ連盟	葛飾福祉館理事長	大高 幹
委員	葛飾区立小学校長会	奥戸小学校長	小笠原 敏文
委員	葛飾区立小学校長会	北野小学校長	景山 与賜也
委員	葛飾区立中学校長会	新宿中学校長	沢田 秀夫
委員	葛飾区立小学校副校長会	中青戸小学校副校長	宮本 達也
委員	葛飾区立中学校副校長会	奥戸中学校副校長	天野 尚美
委員	都立葛飾ろう学校	校長	小林 俊也
委員	都立葛飾盲学校	校長	田島 忍
委員	都立鹿本学園	統括校長	高橋 韶
委員	都立水元小合学園	統括校長	篠崎 友誉
委員	都立水元特別支援学校	校長	齊藤 政行
委員	都立葛飾特別支援学校	校長	山崎 久美
委員	葛飾区福祉部障害福祉課	課長	川上 鉄夫
委員	葛飾区福祉部障害者施設課	課長	新井 秀成
委員	葛飾区保健所 青戸保健センター	所長	覧 美紀
委員	葛飾区子育て支援部育成課	課長	橋口 昌明
委員	葛飾区子育て支援部子育て支援課	課長	橋本 幸夫
委員	葛飾区子育て支援部保育課	課長	菊岡 秀昌
委員	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	課長	川上 義幸
委員	葛飾区子育て支援部子ども応援課	課長	角谷 武是
委員	葛飾区教育委員会事務局学校施設担当課	課長	森 孝行
委員	葛飾区教育委員会事務局学務課	課長	山崎 淳
委員	葛飾区教育委員会事務局指導室	室長	加藤 憲司
委員	葛飾区教育委員会事務局学校教育支援担当課	課長	大川 千章

資料2

葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成19年9月14日
19葛教指第959号
教育長決裁

(目的)

第1条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。
- 3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第5条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要に応じて委員会に検討部会をおくことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 検討部会長は、委員のうちから委員長が指名した者とする。
- 4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。
- 5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。

資料2

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

資料2

別表（第3条関係）

教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者
学識経験者 1人
医療機関関係者 1人
療育機関関係者 1人
葛飾区私立幼稚園連合会代表 1人
葛飾区私立保育園連盟代表 1人
葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1人
葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1人
葛飾区立小学校校長会代表 2人
葛飾区立中学校長会代表 1人
葛飾区立小学校副校長会代表 1人
葛飾区立中学校副校長会代表 1人
都立葛飾ろう学校長
都立葛飾盲学校長
都立鹿本学園校長
都立水元小合学園校長
都立水元特別支援学校長
都立葛飾特別支援学校長
福祉部障害福祉課長の職にある者
福祉部障害者施設課長の職にある者
保健所青戸保健センター所長の職にある者
子育て支援部育成課長の職にある者
子育て支援部子育て支援課長の職にある者
子育て支援部保育課長の職にある者
子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者
子育て支援部子ども応援課長の職にある者
教育委員会事務局学校施設担当課長の職にある者
教育委員会事務局学務課長の職にある者
教育委員会事務局指導室長の職にある者
教育委員会事務局学校教育支援担当課長の職にある者

資料 3

令和2年度 葛飾区特別支援教育事業の取組状況

1 就学相談について

(1) 就学相談受付件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	356	416	390

(2) 令和2年度就学相談内訳

小学校就学（転学）相談申し込み 306 件

特別支援学校 38 件、特別支援学級 57 件、特別支援教室 89 件、

通級指導学級 29 件、保田しおさい学校 12 件、

通常学級適当（特別支援教室不適等）45 件、その他 36 件

中学校就学（転学）相談申し込み 84 件

特別支援学校 5 件、特別支援学級 62 件、その他 17 件

(3) 引き継ぎ会申込み件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	385	384	462

(4) 出版企画への寄稿

全国特別支援教育推進連盟

テーマ：「就学前機関と就学先の一貫した支援を目指した就学相談

- 就学支援シートの活用 -」（令和3年7月発行予定）

2 特別支援教室について

(1) 入室者数（年度末時点）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	767	952	960
中学校	152	210	222

(2) 特別支援心理コーディネーターによる小中学校連携サポート 83 件

(3) 「特別支援教室の運営に向けた葛飾区版ガイドライン」の改訂

・特別支援教室での指導実践例の追加等

3 医療的ケアについて

(1) 葛飾区立学校での在籍数 小学校 3 名、中学校 0 名

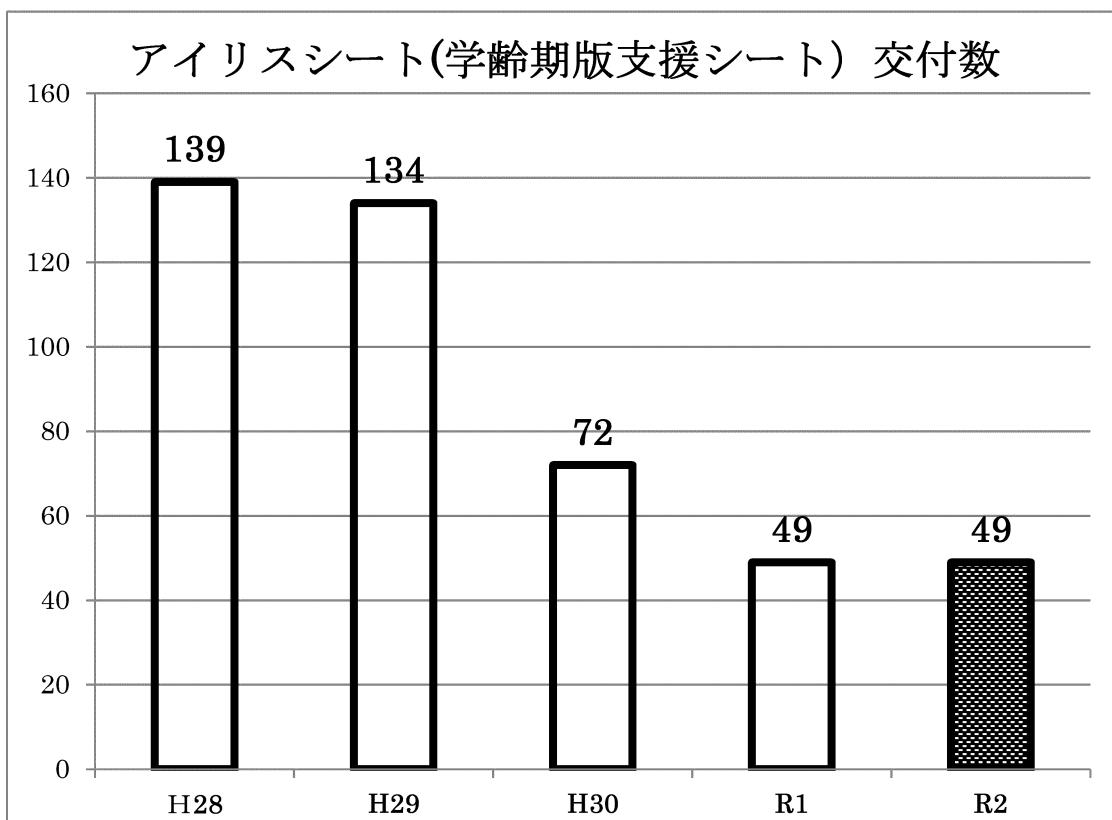
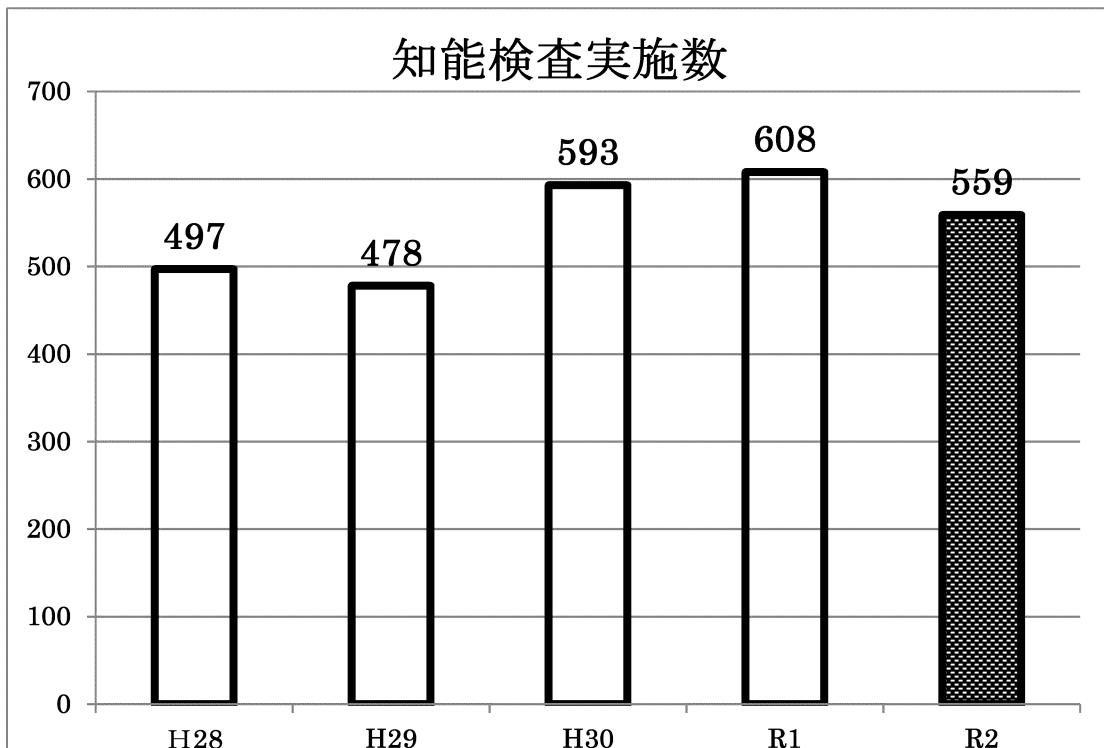
(2) 医療的ケアの内訳 導尿 1 名、気管切開によるたんの吸引 2 名

(3) 葛飾区立小中学校における医療的ケアの実施要綱の改正

・医療的ケア審査会の設置等

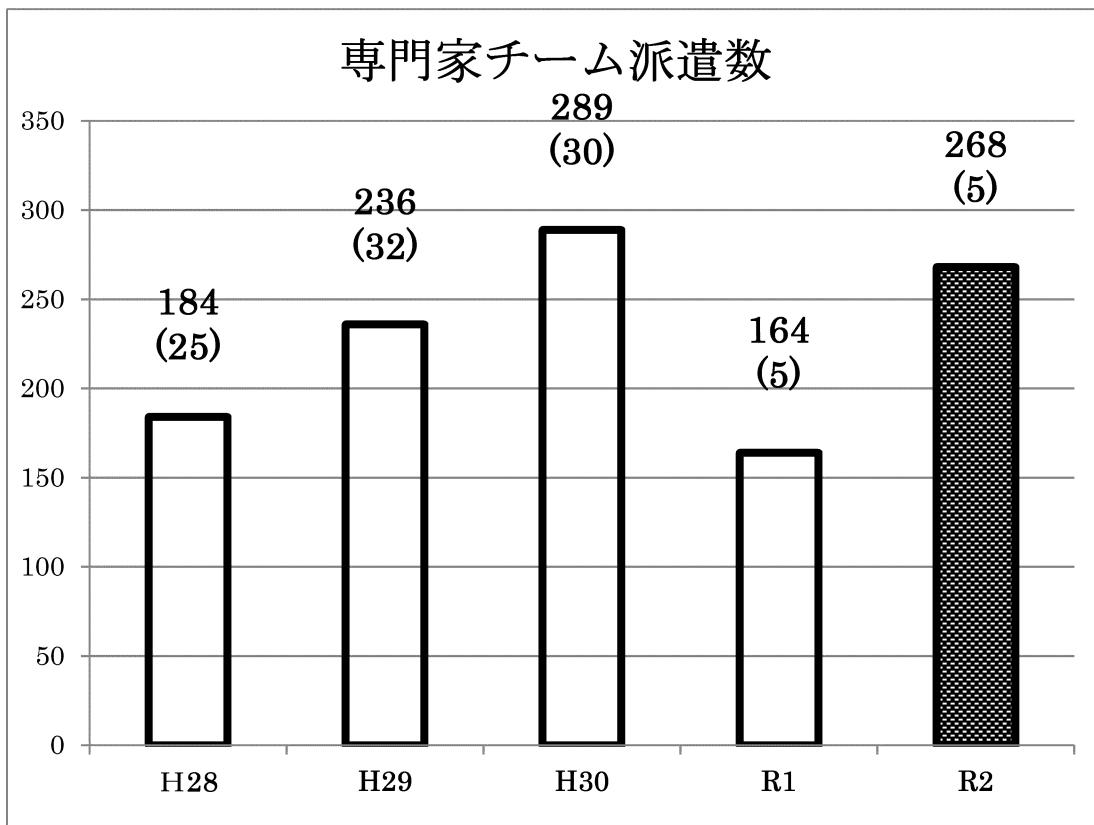
資料 3

4 知能検査、アイリスシート（学齢期版支援シート）実績

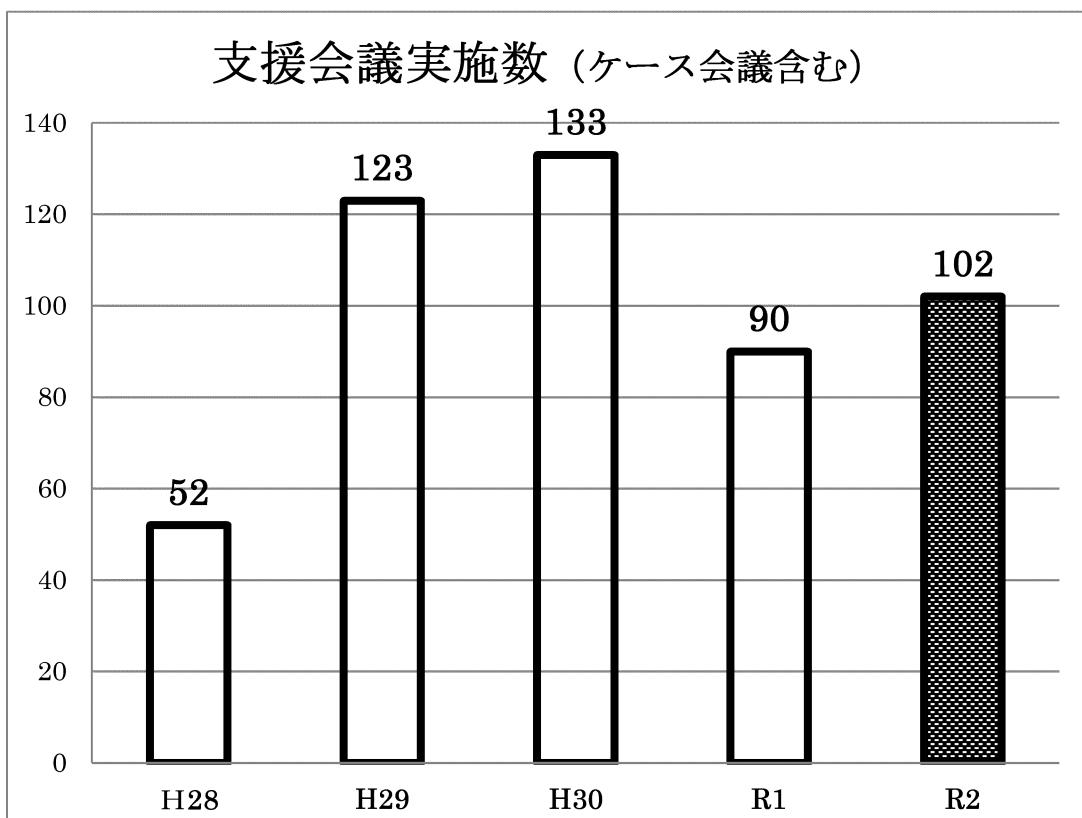


資料 3

5 専門家チーム派遣、支援会議実績



※ () は特別支援学校コーディネーター内数



資料 4

葛飾区立小中学校における医療的ケア実施要綱

平成 30 年 7 月 2 日
30 葛教指第 1216 号
教 育 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区立学校設置に関する条例（昭和 31 年葛飾区条例第 14 号）に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校における健康管理や日常的な医療的ケアを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づき学校において実施される疾病等の治療を目的としない児童生徒の日常生活を営む上で必要な医療的行為であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 気管切開部からの痰の吸引
- (2) 定時の薬液の吸入
- (3) 導尿

(医療的ケアの対象者)

第 3 条 医療的ケアの対象者は、自宅から学校に通学する児童生徒の保護者から次条第 1 項の規定による申請があった児童生徒（以下「申請児童生徒」という。）のうち、第 6 条第 1 項に規定する医療的ケア判定審査会を経て、第 5 条第 1 項の規定により葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が医療的ケアの実施を決定したものとする。

(医療的ケアの実施の申請等)

第 4 条 医療的ケアの実施を希望する児童生徒の保護者は、医療的ケア実施申請書（第 1 号様式）により教育委員会に申請しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該申請をする保護者に対し、医療的ケアの実施体制について、十分な説明を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした保護者から申請児童生徒の医療的ケアの実施状況等についての聞き取りをし、及

び申請児童生徒の行動観察を行うものとする。

- 3 教育委員会は、前項に規定する聞き取り及び行動観察の実施と並行して、申請児童生徒の主治医から医療的ケアの実施についての聞き取りを行うとともに、保護者に対し、医療的ケアの実施に係る指示書（以下「指示書」という。）の作成を主治医に依頼するよう求めるものとする。

（医療的ケアの実施の決定等）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次条に規定する医療的ケア判定審査会による審査を経て、申請児童生徒の医療的ケアの実施の可否について決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により医療的ケアの実施の可否を決定したときは、医療的ケア実施可否通知書（第2号様式）により申請児童生徒の保護者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により医療的ケアの実施の決定をした場合は、教育委員会は、当該決定に係る児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が在籍する学校（以下「対象児童生徒在籍学校」という。）に対し第12条に規定する医療的ケア検討委員会の設置及び開催を求めるものとする。
- 4 前項の規定による委員会の設置及び開催の求めを受けた対象児童生徒在籍学校は、速やかに委員会を開催するとともに、実施可能な医療的ケアの内容、実施するまでの条件等を記載した医療的ケアに関する確認事項（以下「医療的ケアに関する確認事項」という。）を作成し、対象児童生徒の保護者とその内容の確認を行うものとする。
- 5 対象児童生徒の保護者は、一定期間、対象児童生徒に付き添い、医療的ケアの手技、健康状態の指標等を学校看護師に引き継ぐものとする。
- 6 教育委員会は、指示書について、主治医が指定する期間内で更新するよう保護者に求めるものとする。

（医療的ケア判定審査会）

第6条 教育委員会は、医療的ケアの実施の可否を判断するに当たって関係者の意見を聞くため、医療的ケア判定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、別表に掲げる職にある者から学校教育担当部長が委嘱し、又は任命する会員をもって組織する。
- 3 審査会に会長を置き、東京都立特別支援学校長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 5 審査会に副会長を置き、医師及び学校教育支援担当課長の職にある者をも

って充てる。

- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、学校教育支援担当課長の職にある副会長がその職務を代理する。
- 7 審査会は、会長が招集する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を審査会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者からの資料の提出を求めることができる。
- 9 審査会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

(医療的ケア実施のための人材配置)

第7条 教育委員会は、医療的ケアの実施に当たり、指示書の内容を踏まえ、指導医の委嘱及び学校看護師の配置を行う。

(指導医の役割)

第8条 指導医は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 対象児童生徒に係る医学的知識及び技能、緊急時の対応等について、学校看護師及び学校への指導及び助言を行うこと。
- (2) 対象児童生徒に係る第12条に規定する医療的ケア検討委員会に出席し、指導及び助言を行うこと。
- (3) 主治医との連絡調整を行うこと。
- (4) 対象児童生徒に係る医療的ケアの実施状況を把握し、必要な指導を行うこと。
- (5) 医療的ケア実施マニュアル及び医療的ケアに関する確認事項の作成に当たり、必要な助言を行うこと。

(学校看護師の役割)

第9条 学校看護師は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 申請児童生徒及び対象児童生徒の保護者から、医療面に関する聞き取りを行うこと。
- (2) 対象児童生徒の健康管理を行うとともに、教員及び保護者への指導及び助言を行うこと。
- (3) 指示書に基づき、医療的ケアを実施すること。
- (4) 医療的ケア実施時は、周囲の環境の衛生を保持し、医療的ケアに関する物品の管理を適切に行うこと。
- (5) 対象児童生徒への医療的ケアの実施状況について、学級担任及び養護教諭と協力して実施記録を作成すること。
- (6) 定期的又は必要に応じて、主治医又は指導医から必要な指導及び助言を受

ること。

- (7) 対象児童生徒に係る第12条に規定する医療的ケア検討委員会に出席すること。
- (8) 教育委員会が開催する学校看護師連絡会に出席し、対象児童生徒の医療的ケアの実施状況及び健康状態を報告すること。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 教育委員会の求めに応じて、申請児童生徒及び対象児童生徒に係る指示書の作成を主治医に依頼するほか、指示書及び指示書に係る必要書類を教育委員会に提出すること。
- (2) 対象児童生徒への医療的ケアの実施に必要となる医療機器、医療用具、消耗品等を準備し、点検、整備等を行うこと。
- (3) 学校で安全に過ごせるよう、一定期間対象児童生徒に付き添い、医療的ケアの手技、健康状態の指標等を学校看護師に引き継ぐこと。
- (4) 対象児童生徒が登校する際、対象児童生徒の健康状態について、学級担任、養護教諭及び学校看護師に報告すること。
- (5) 緊急時の連絡先をあらかじめ学校及び教育委員会に伝えておくとともに、学校及び教育委員会から連絡があった場合は速やかに対応すること。
- (6) 学校看護師が不在のときの対象児童生徒への医療的ケアを実施すること。

(学校の役割)

第11条 学校は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 医療的ケアの実施決定に基づき、医療的ケアに関する確認事項を作成すること。
- (2) 医療的ケアの実施に係る校内の連絡調整を行うこと。
- (3) 保護者と連携し、対象児童生徒の健康状態を把握すること。
- (4) 対象児童生徒の医療的ケアの実施状況を把握し、学校内で情報共有すること。
- (5) 対象児童生徒の緊急時の対応等を定め、校内体制を整備するとともに、学校内に周知すること。
- (6) 保護者、医療機関等との連携体制の充実を図ること。
- (7) 緊急時には、保護者に連絡をし、必要な対応を行うこと。
- (8) 医療的ケアの実施において事故があった場合には、事故報告書を教育委員会に提出すること。

(医療的ケア検討委員会)

第12条 対象児童生徒在籍学校は、学校における安全な医療的ケアの実施のため医療的ケア検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、原則として、次に掲げる職にある者をもって組織する。なお、委員長は校長とする。

(1) 校長（委員長）

(2) 副校長

(3) 学級担任

(4) 養護教諭

(5) 指導医

(6) 学校看護師

(7) 教育委員会事務局職員

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、委員長は委員を追加することができる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合に委員会を開催するものとする。

(1) 医療的ケアを開始又は終了する場合

(2) 指示書が変更され、又は更新された場合

(3) 指示書に変更はないが、対象児童生徒の健康面等に変化があり、医療的ケアに関する確認事項の内容に変更が必要な場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と判断した場合

(医療的ケアの終了)

第13条 教育委員会は、対象児童生徒が次の各号のいずれかに該当した場合は、委員会で医療的ケア終了の妥当性を確認した上で医療的ケアの実施を終了する。

(1) 主治医又は指導医から指示があったとき。

(2) 保護者から「医療的ケア終了届（第3号様式）」により終了の届出があつたとき。

2 教育委員会は、対象児童生徒の義務教育が終了したとき又は対象児童生徒が葛飾区外に転出したときは、医療的ケアの実施を終了し、保護者の希望に基づいて、進学先又は転出先に対して、対象児童生徒の医療的ケアの実施状況等についての情報提供を行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアに関し必要な事項は、学校

教育担当部長が別に定める。

付 則
(施行期日等)
この要綱は、平成30年7月2日から施行する。
付 則 (令和3年2月4日2葛教指第2132号)
この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

別表 (第6条関係)

東京都立特別支援学校長
医師
対象児童生徒在籍学校長
子育て支援部保育課長
教育委員会事務局学務課長
教育委員会事務局学校教育支援担当課長

副籍交流一覧表

地域指定校 (小学校①)	特別支援学校名(在籍校名)	H28 人数	H29 人数	H30 人数	R元 人数	R2 人数	R3 人数
1 本田小学校	水元特別支援学校	1	2	4	4	4	4
	鹿本学園	0	0	0	1	1	1
3 葛飾小学校	水元特別支援学校	0	1	1	1	0	1
	水元小合学園	—	0	1	0	0	0
4 梅田小学校	水元特別支援学校	2	0	1	2	3	5
	鹿本学園	1	1	0	0	0	0
	水元小合学園	—	0	1	0	0	0
5 渋江小学校	水元特別支援学校	0	0	1	2	2	3
	鹿本学園	0	0	0	1	3	3
6 南綾瀬小学校	葛飾盲学校	1	0	0	0	0	0
	葛飾ろう学校	1	0	0	0	0	0
	水元特別支援学校	3	3	3	4	3	3
	水元小合学園	—	0	0	0	1	1
7 上千葉小学校	葛飾盲学校	4	2	3	2	2	1
	葛飾ろう学校	1	1	1	0	0	0
	水元特別支援学校	3	4	3	6	5	6
	鹿本学園	2	0	0	0	0	0
	水元小合学園	—	2	2	1	2	1
	大塚ろう学校	0	0	0	0	1	1
8 堀切小学校	水元特別支援学校	4	5	4	4	4	3
	鹿本学園	1	0	0	0	0	0
	水元小合学園	—	1	1	1	1	0
	葛飾ろう学校	0	0	0	2	2	1
9 奥戸小学校	水元特別支援学校	1	0	0	1	1	1
	葛飾ろう学校	1	1	1	0	0	0
	鹿本学園	0	0	0	0	1	1
10 上平井小学校	水元特別支援学校	1	0	1	3	2	2
	鹿本学園	0	0	0	0	0	1
11 二上小学校	水元特別支援学校	0	1	2	1	6	6
	鹿本学園	2	2	2	0	2	0
12 小松南小学校	鹿本学園	0	0	1	2	2	1
	筑波大学附属聴覚特別支援学校	0	0	1	1	1	1
	水元特別支援学校	0	0	0	1	0	0
13 高砂小学校	水元特別支援学校	5	4	4	3	3	2
	鹿本学園	0	0	0	0	1	1
	葛飾ろう学校	0	0	1	2	0	0
14 新宿小学校	水元特別支援学校	0	0	0	0	4	5
	葛飾盲学校	0	0	0	0	0	1
15 住吉小学校	水元特別支援学校	1	1	1	2	2	3
	水元小合学園	—	1	1	1	1	2
16 亀青小学校	水元特別支援学校	1	0	1	3	6	5
17 道上小学校	葛飾ろう学校	1	1	0	0	0	0
	水元特別支援学校	4	3	3	2	3	4
	水元小合学園	—	0	2	2	2	2
	筑波大学附属視覚特別支援学校	1	1	0	0	0	0
18 金町小学校	水元特別支援学校	2	3	0	0	0	0
	鹿本学園	1	0	0	0	0	0
	水元小合学園	—	0	3	2	3	3
19 末広小学校	水元特別支援学校	1	1	1	3	2	2
	水元小合学園	—	0	0	1	1	1
20 柴又小学校	水元特別支援学校	2	3	3	3	6	3
	葛飾ろう学校	0	0	0	0	1	1
21 鎌倉小学校	鹿本学園	2	2	1	2	0	0
	水元特別支援学校	0	0	0	0	3	3
22 水元小学校	水元特別支援学校	2	2	4	5	8	7
	水元小合学園	—	1	1	2	1	2
	葛飾ろう学校	0	0	1	0	1	1
23 こすげ小学校	葛飾盲学校	2	2	2	2	2	1
	水元特別支援学校	2	3	2	2	2	4
	水元小合学園	—	0	1	1	1	1
	大塚ろう学校	0	0	0	1	0	0
25 半田小学校	水元特別支援学校	3	2	1	1	1	0
	水元小合学園	—	0	0	0	1	4
26 宝木塚小学校	葛飾ろう学校	1	0	0	0	0	0
	水元特別支援学校	2	2	3	4	3	3
	水元特別支援学校	2	2	4	8	8	7
27 青戸小学校	鹿本学園	1	1	0	0	0	0
	水元小合学園	—	1	3	3	3	3
	小計	65	62	77	95	118	118

地域指定校 (小学校②)	特別支援学校名(在籍校名)	H28 人数	H29 人数	H30 人数	R元 人数	R2 人数	R3 人数
28 清和小学校	水元特別支援学校	0	1	1	1	2	3
29 木根川小学校	鹿本学園	1	1	1	1	1	1
31 中之台小学校	水元特別支援学校	0	0	1	1	1	3
	水元小合学園	—	0	1	1	1	1
32 緑南小学校	水元特別支援学校	1	2	2	2	1	2
	鹿本学園	1	0	0	0	0	0
	水元小合学園	—	1	1	1	1	0
33 川端小学校	筑波大学附属聴覚特別支援学校	0	0	1	1	1	1
34 北野小学校	水元特別支援学校	2	3	3	3	1	3
35 白鳥小学校	水元特別支援学校	0	0	0	2	3	5
37 松上小学校	水元特別支援学校	3	3	3	3	3	3
	鹿本学園	1	1	1	1	1	1
38 西小菅小学校	葛飾ろう学校	0	0	0	1	1	1
	水元特別支援学校	1	2	2	3	2	3
	水元小合学園	—	0	1	1	1	1
	花畠学園	—	—	—	—	0	1
39 柴原小学校	葛飾ろう学校	0	1	1	1	1	1
	水元特別支援学校	1	2	2	2	3	3
	水元小合学園	—	1	1	1	1	1
40 中青戸小学校	水元特別支援学校	1	5	5	6	7	7
	水元小合学園	—	0	0	0	1	1
41 南奥戸小学校	葛飾ろう学校	0	0	1	1	1	1
	水元特別支援学校	1	2	2	2	2	3
	鹿本学園	0	0	1	1	0	1
43 東綾瀬小学校	葛飾盲学校	1	2	2	3	1	1
	葛飾ろう学校	0	1	0	0	0	0
	水元特別支援学校	0	1	2	2	2	2
44 原田小学校	水元特別支援学校	1	0	1	3	2	5
	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	0	0	1	0	1	1
	水元小合学園	—	0	0	0	1	1
45 東柴又小学校	水元特別支援学校	0	0	0	0	0	1
46 飯塚小学校	水元特別支援学校	3	3	4	4	3	5
	水元小合学園	—	0	1	1	2	2
47 西亀有小学校	葛飾ろう学校	4	5	6	5	5	6
	水元特別支援学校	1	1	1	1	2	1
	水元小合学園	—	0	0	1	1	2
48 花の木小学校	水元特別支援学校	1	1	1	1	1	3
	小岩特別支援学校	2	1	1	1	0	0
	鹿本学園	0	2	1	1	1	1
50 上小松小学校	葛飾ろう学校	0	0	0	0	0	1
	水元特別支援学校	2	1	1	1	1	0
	水元小合学園	—	1	3	2	2	3
51 幸田小学校	葛飾ろう学校	1	1	0	0	0	0
	水元特別支援学校	1	1	6	7	7	5
	鹿本学園	1	0	0	0	0	0
52 細田小学校	水元特別支援学校	2	2	2	2	3	3
53 東金町小学校	水元特別支援学校	0	2	3	3	4	2
	しいの木特別支援学校	1	0	0	0	0	0
55 東水元小学校	水元小合学園	—	1	1	2	3	0
	水元特別支援学校	1	1	1	1	0	2
	鹿本学園	1	0	0	0	0	0
56 よつぎ小学校							

葛飾区立学校
教職員の皆様へ

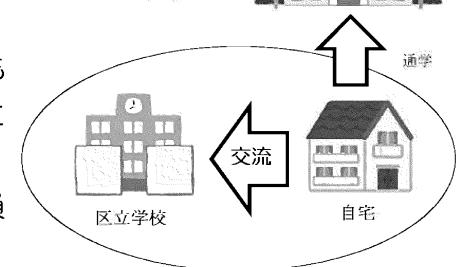
★すべての「かつしかっ子」のために★ 一副籍制度についてー

都立の特別支援学校に在籍する子どもたちも、「かつしかっ子」です。葛飾区では、学齢期にも地域とのつながりを維持・継続するために、居住する地域の小・中学校に副次的に籍をおく副籍を通じて、共生社会（地域）を目指した副籍交流を進めています。副籍制度を進めていくことにより、居住する地域の中で交流や相互理解を深め、「豊かな心の育成」にもつなげていきます。

1 副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（二副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域との繋がりの維持・継続を図る制度です。

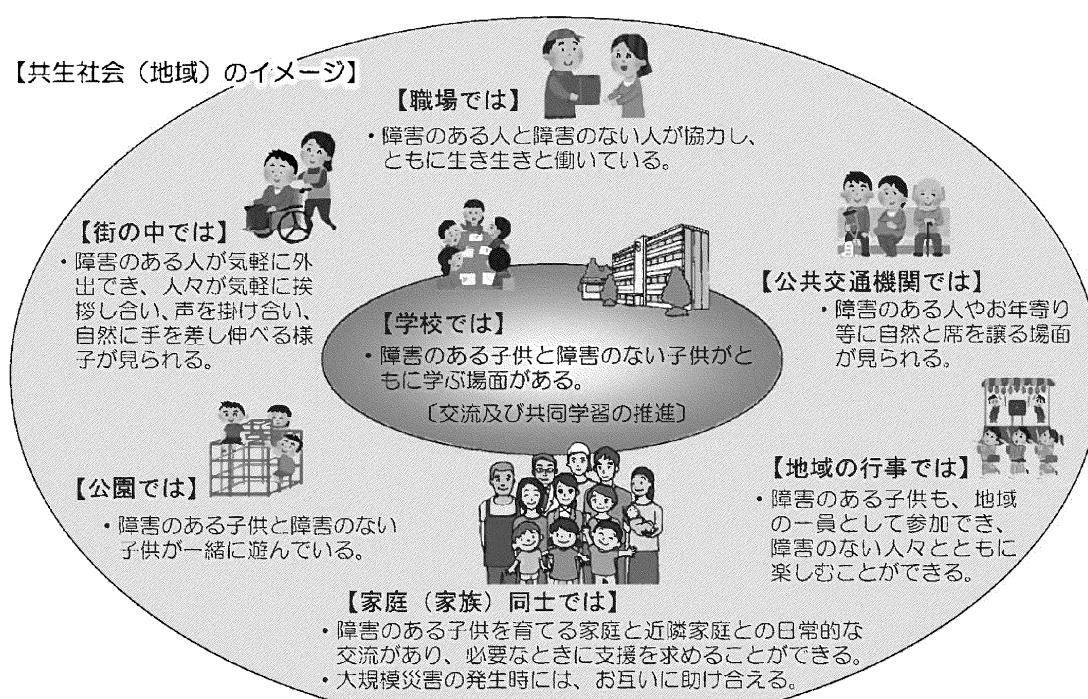
都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が対象となります。



2 副籍制度が目指すもの

副籍制度は、将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。

「共生地域」とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。



*出典：東京都教育委員会「副籍制度の充実のために＝共生社会の形成に向けて＝（平成26年3月）」

3 交流を行う手順について

- ①葛飾区教育委員会が実施する就学相談において、都立特別支援学校への就学意思を確認した後に、葛飾区教育委員会が保護者と相談の上、地域指定校（副次的な籍を置く葛飾区立小・中学校）を決定します。
- ②都立特別支援学校に入学後、保護者の希望をもとに都立特別支援学校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、都立特別支援学校が実施計画書を作成します。
- ③実施計画書に基づき交流を開始します。

※具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに、都立特別支援学校と地域指定校で相談して決定します。

※特段の理由があり、副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望により、いつでも地域指定校を定めることができます。

4 交流方法について

副籍交流の方法には、直接的な交流（＝直接交流）と間接的な交流（＝間接交流）があります。

【直接交流】

都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率の下で、地域指定校の学校行事や授業に参加します。児童・生徒同士の「ふれあい」を大切にしています。

- ◇学校行事等の見学・参加
 - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
- ◇授業等の参加
 - ・国語や音楽の授業に参加、全校集会や学年集会への参加、部活動への参加等

【間接交流】

- ◇学校だよりの交換
 - ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
 - ・郵送で交換をする。
 - ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。
 - ・書いた手紙に学校だよりを添えてやり取りする。
- ◇展覧会等に作品を出品し、展示する等

※学校の特色や地域性を生かした取組が行われています。

5 副籍制度に期待すること

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子どもである」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を重ねることで相互理解が進みます。「豊かな心」を育むこと、児童・生徒が成長していく中で、一人一人を大切にし、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことが期待されています。

学齢期

《学校では》



成人期

《地域社会では》



- ・副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったり等、日常的な関わりがもてる。

- ・一人一人を大切にし、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

副籍交流にご理解ご協力をお願いいたします

お問い合わせ

葛飾区立総合教育センター 特別支援教育係
電話：03（5668）7601

資料 6

知的障害特別支援学級の増設について

1 現状

(1) 知的障害特別支援学級在籍児童・生徒数

【小学校】

(令和3年5月1日)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
梅田小	6	7	7	7	5	11	43	6
亀青小	8	6	8	11	5	2	40	5
水元小	5	5	2	8	3	4	27	4
二上小	3	5	6	4	5	3	26	4
東金町小	4	5	5	2	1	7	24	3
こすげ小	1	5	5	5	0	6	22	3
柴又小	5	3	2	3	4	1	18	3
奥戸小	4	2	2	1	2	5	16	2
合計	36	38	37	41	25	39	216	30

【中学校】

(令和3年5月1日)

	1年	2年	3年	合計	学級数
青戸中	9	14	5	28	4
葛美中	10	8	7	25	4
四ツ木中	8	9	7	24	3
新宿中	5	7	10	22	3
上平井中	4	8	6	18	3
綾瀬中	7	4	6	17	3
奥戸中	2	4	4	10	2
合計	45	54	45	144	22

資料 6

(2) 児童・生徒数及び学級数の推移

【小学校】

()内は学級数

	28年	29年	30年	元年	2年
梅田小	36(5)	33(5)	36(5)	39(5)	42(6)
亀青小	32(4)	32(4)	36(5)	41(6)	38(5)
水元小	15(2)	16(3)	26(4)	28(4)	33(5)
二上小	17(3)	19(3)	25(4)	26(4)	26(4)
こすげ小	16(2)	9(2)	15(2)	18(3)	25(4)
東金町小	35(5)	25(4)	26(4)	24(3)	20(3)
柴又小	14(2)	8(2)	13(2)	13(2)	14(2)
奥戸小	5(1)	6(1)	11(2)	14(2)	13(2)
合計	170	148	188	203	211

【中学校】

()内は学級数

	28年	29年	30年	元年	2年
新宿中	20(3)	17(3)	18(3)	23(3)	27(4)
青戸中	21(3)	24(3)	23(3)	20(3)	23(3)
四ツ木中	16(2)	17(3)	18(3)	16(2)	19(3)
上平井中	19(3)	12(2)	11(2)	12(2)	15(2)
葛美中	24(3)	24(3)	18(3)	14(2)	15(2)
綾瀬中	14(2)	17(3)	17(3)	17(3)	14(2)
奥戸中	14(2)	6(1)	8(1)	9(2)	13(2)
合計	128	117	113	111	126

2 課題

梅田小学校及び亀青小学校の学級数は5学級から6学級で推移しており、特定の小学校に児童が集中している。学級数が多くなると、少人数指導が上手く機能しにくくなる。

本推進委員会からも、知的障害特別支援学級の増設が必要である旨の意見を受けている。

この度、梅田小学校及び亀青小学校両校の区域をカバーする地域に知的障害特別支援学級を新たに設置し、児童の集中を避けることで、適切な学級数での特別支援教育を推進していく。

資料 6

3 増設について

対象校：白鳥小学校

開級予定年月日：令和4年4月1日

4 スケジュール

令和3年5月 広報かつしかへの掲載、就学相談の受付開始

8月以降 就学相談会を随時実施、年度内に教室等を整備

12月 都に学級編制を報告

令和4年4月 知的障害特別支援学級開設

資料 7

自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について

1 現状

自閉症・情緒障害特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）は、平成31年4月に高砂中学校、令和2年4月に高砂小学校に設置した。

（1）在籍児童・生徒数

【高砂小学校】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
令和2年	-	0	1	0	3	1	5	1
令和3年	-	0	0	1	1	3	5	1

【高砂中学校】

	1年	2年	3年	合計	学級数
令和元年	0	1	0	1	1
令和2年	2	3	1	6	1
令和3年	5	2	3	10	2

（2）転学（就学）相談件数

	令和元年	令和2年	令和3年
小学校	16	5	22
中学校	15	10	14
合計	31	15	36

令和2年度は転学（就学）相談件数が少ないが、新型コロナウイルス感染症による全国一斉臨時休校等も影響していると考えられる。

資料 7

2 増設について

高砂小学校及び高砂中学校は、令和5年度から新校舎となるが、特別支援学級は1教室を想定している。今後の需要数や通学の利便性も踏まえ、次の小中学校に特別支援学級を増設する準備を進めていく。

【小学校】

清和小学校

開級予定年月日：令和4年4月1日

【中学校】

立石小学校

開級予定年月日：令和4年4月1日

3 スケジュール

令和3年5月 広報かつしかへの掲載、就学相談の受付開始

8月以降 就学相談会を随時実施、年度内に教室等を整備

12月 都に学級編制を報告

令和4年4月 特別支援学級開設

4 課題（教員の確保）

児童・生徒の障害の特性を理解しどのように指導していくべきか、判断できる人材が求められる。

専門性の高い教員を確保するため、特別支援学級教員の公募人事や、特別支援学校の教員との異校種期限付異動等の制度の活用を検討する。併せて、教員への研修も充実させていく。

令和3年度 自閉症・情緒障害特別支援学級のご案内

葛飾区では、知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム、又は情緒障害（心理的な要因による選択性かん默等）で、他人との意思疎通及び対人関係の形成、学校で集団生活への適応が困難である児童・生徒への支援体制の充実を図るため、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級とは

自閉症・情緒障害特別支援学級では、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。生活に必要な諸技能を習慣として身に付けていくこと、一日の生活リズムを体得することにより、情緒を安定し、友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気に慣れることをねらいとしています。

学習内容は通常の学級と同様です。しかしながら、対象とする児童・生徒の実態から通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが難しいことから、自立活動の時間を設定しています。自立活動では、障害による学習や生活面での困難の改善・克服に取り組みながら、一人一人が目標をもって学習に取り組み、基礎的・基本的な学力を身につけていきます。

学級では、以下のような工夫をして指導します。

- 主体的に取り組むことができる活動の設定
- コミュニケーションの指導
- 学習したことの結果をわかりやすくする工夫
- 学習活動に見通しが持てるような工夫
- 基本的な生活習慣の確立

設置校：高砂小学校、高砂中学校

対象となる児童・生徒

次に掲げる基準の全てに該当する児童・生徒

- (1) 葛飾区立小・中学校に在籍していること
 - 地域を問わず、すべての区立小・中学校に通学する児童・生徒が対象です。
 - 4月入学予定の新小学1年生は対象となりません。
- (2) 知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム、又は情緒障害（心理的な要因による選択性かん默等）であること
- (3) 他人との意思疎通及び対人関係の形成、学校集団生活への適応が困難であること
- (4) 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること

お申込みについて

総合教育センターへ電話でお申込みください。

申込み期間：令和3年5月17日(月)から令和3年5月31日(月) 9:00～17:00

お申込み後に保護者、お子さんに来所いただき、面接を行います。
その後、10月上旬から中旬にかけて就学・転学相談会を実施します。
就学・転学相談会では、保護者とお子さんの来所が必要です。



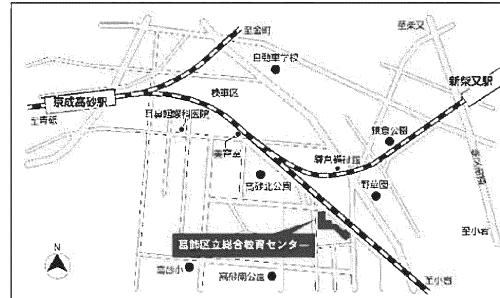
お問い合わせ・お申込み

葛飾区立総合教育センター就学相談担当

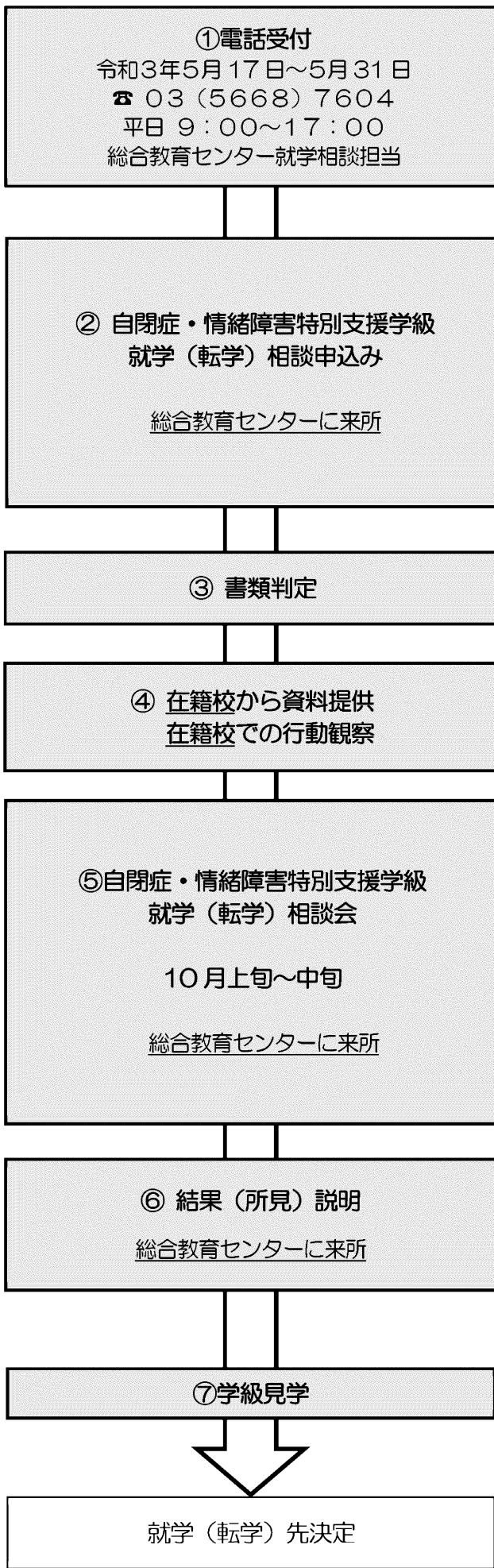
電話：03-5668-7604

所在：葛飾区鎌倉2-12-1

「京成高砂駅」より徒歩12分



✿お申込みから就学（転学）先決定までの流れについて✿



特別支援教室の入室者数

資料 8

令和3年5月1日現在

【小学校】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	総計	通常級児童数	入室者の占める割合
01_上平井小	4	8	16	10	20	19	77	1,838	4.19%
10上平井小	3	2	3	1	1	2	12	319	3.76%
11二上小	0	0	6	2	2	7	17	549	3.10%
12小松南小	1	2	3	1	5	3	15	455	3.30%
37松上小	0	4	4	6	12	7	33	515	6.41%
02_川端小	6	6	9	9	17	15	62	1,144	5.42%
01本田小	2	1	3	4	4	3	17	359	4.74%
05渋江小	3	1	0	2	7	5	18	306	5.88%
29木根川小	0	1	2	0	1	1	5	100	5.00%
33川端小	1	3	4	3	5	6	22	379	5.80%
03_中青戸小	9	15	13	16	22	22	97	2,328	4.17%
03葛飾小	1	2	1	4	6	0	14	298	4.70%
04梅田小	2	1	5	1	3	3	15	446	3.36%
27青戸小	2	5	3	6	5	7	28	729	3.84%
28清和小	2	3	0	1	5	4	15	301	4.98%
40中青戸小	2	4	4	4	3	8	25	554	4.51%
04_宝木塚小	13	11	8	12	7	8	59	1,928	3.06%
08堀切小	1	2	0	1	1	1	6	317	1.89%
26宝木塚小	2	2	1	5	2	2	14	410	3.41%
32綾南小	1	2	2	3	2	1	11	362	3.04%
35白鳥小	5	3	4	2	2	1	17	492	3.46%
56よつぎ小	4	2	1	1	0	3	11	347	3.17%
05_南綾瀬小	12	15	9	9	14	12	71	1,780	3.99%
06南綾瀬小	2	2	1	0	0	1	6	168	3.57%
07上千葉小	2	5	1	5	6	6	25	719	3.48%
23こすげ小	5	2	2	2	2	2	15	348	4.31%
38西小菅小	1	4	4	1	2	1	13	246	5.28%
43東綾瀬小	2	2	1	1	4	2	12	299	4.01%
06_西亀有小	10	6	6	18	12	16	68	1,917	3.55%
16亀青小	4	1	1	7	3	6	22	442	4.98%
17道上小	3	0	2	3	2	4	14	633	2.21%
31中之台小	0	4	2	4	4	5	19	358	5.31%
47西亀有小	3	1	1	4	3	1	13	484	2.69%
07_南奥戸小	4	9	11	20	8	23	75	1,836	4.08%
09奥戸小	1	3	2	4	1	6	17	355	4.79%
41南奥戸小	0	0	3	2	2	5	12	420	2.86%
50上小松小	3	5	5	13	3	6	35	577	6.07%
52細田小	0	1	1	1	2	6	11	484	2.27%
08_高砂小	5	14	12	25	17	17	90	1,414	6.36%
13高砂小	4	2	5	8	8	6	33	450	7.33%
20柴又小	0	9	3	6	4	7	29	347	8.36%
21鎌倉小	1	1	2	4	4	1	13	331	3.93%
45東柴又小	0	2	2	7	1	3	15	286	5.24%
09_北野小	16	21	22	21	16	14	110	2,257	4.87%
14新宿小	3	5	5	4	4	3	24	288	8.33%
15住吉小	4	5	2	6	3	4	24	476	5.04%
18金町小	2	1	2	1	3	1	10	358	2.79%
19末広小	1	4	4	3	1	1	14	384	3.65%
34北野小	3	4	7	5	3	4	26	460	5.65%
39柴原小	3	2	2	2	2	1	12	291	4.12%
10_原田小	5	13	16	22	20	13	89	2,032	4.38%
25半田小	1	5	3	8	4	4	25	587	4.26%
44原田小	1	3	3	5	9	4	25	491	5.09%
48花の木小	0	3	5	5	7	3	23	655	3.51%
53東金町小	3	2	5	4	0	2	16	299	5.35%
11_幸田小	6	11	12	12	19	10	70	1,916	3.65%
22水元小	0	5	4	2	7	5	23	566	4.06%
46飯塚小	1	2	2	5	2	0	12	431	2.78%
51幸田小	3	4	4	3	5	2	21	584	3.60%
55東水元小	2	0	2	2	5	3	14	335	4.18%
総計	90	129	134	174	172	169	868	20,390	4.26%

資料 8

令和3年5月1日現在

【中学校】	中1	中2	中3	総計	通常級生徒数	入室者の占める割合
201_堀切中	14	24	15	53	1,782	2.97%
101本田中	3	8	3	14	346	4.05%
108中川中	3	3	4	10	178	5.62%
110堀切中	2	0	1	3	269	1.12%
113四ツ木中	1	3	3	7	208	3.37%
116立石中	2	4	1	7	378	1.85%
119青戸中	3	6	3	12	403	2.98%
202_高砂中	31	16	15	62	2,248	2.76%
105奥戸中	7	2	1	10	415	4.00%
107上平井中	4	3	5	12	457	2.63%
109桜道中	7	2	1	10	420	2.38%
114小松中	3	1	4	8	338	2.37%
121高砂中	4	8	2	14	234	5.98%
124新小岩中	6	0	2	8	384	2.08%
203_青葉中	24	13	14	51	1,857	2.75%
106綾瀬中	6	2	5	13	215	6.05%
111双葉中	2	4	0	6	215	2.79%
112大道中	4	1	1	6	375	1.60%
115亀有中	4	3	3	10	377	2.65%
118一之台中	5	1	2	8	234	3.42%
120青葉中	3	2	3	8	441	1.81%
204_常盤中	23	15	18	56	2,696	2.08%
102金町中	4	2	4	10	556	1.80%
103水元中	8	6	2	16	336	4.76%
104新宿中	2	2	2	6	416	1.44%
117常盤中	2	3	4	9	462	1.95%
122東金町中	2	1	2	5	336	1.49%
123葛美中	5	1	4	10	590	1.69%
総計	92	68	62	222	8,583	2.59%

特別支援教育に関する研修

1 巡回指導教員研修

ねらい：在籍学級への適応における課題に焦点を絞った指導の充実に向け、各拠点校内におけるOJT及び拠点校間の情報共有・連携を深め、巡回指導教員の指導力・専門性の向上と区内小中学校の特別支援教育の推進を図る。

実施月日	内容
7月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都のガイドラインについて ・巡回指導教員の指導充実について ・9月末からの巡回指導教員の指導訪問について
12月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題のある子供の理解と支援

2 特別支援教育コーディネーター研修

ねらい：学校の特別支援教育の推進に向け、校内委員会の企画・運営・協議が円滑にできるよう、学校に関わる専門家や、医療、福祉、保健等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等、コーディネート力の向上を図る。

研修月日	研修内容・講師等
4月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度葛飾区の特別支援教育の取組について ・就学相談について ・自閉症、情緒障害特別支援学級相談会等の流れ・日程について ・副籍について ・特別支援教育コーディネーターの役割について
12月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・実践事例報告について ・次年度の教育課程作成について

3 特別支援教室専門員研修

ねらい：行動観察等の記録・報告が、児童・生徒の実態把握や理解、また指導改善につながるよう、情報共有・研修協議を行い、特別支援教室専門員としての資質向上を図る。

実施月日	内容
4月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度葛飾区の特別支援教育の取組について ・特別支援教室専門員の役割について ・特別支援教室に関わる一年間の流れについて ・拠点校別情報交換
7月16日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の理解について ・1学期の振り返りと改善に向けて ・拠点別情報交換

4 初任者研修・新規採用者研修・期限付任用教員任用時研修会

ねらい：初任教諭の段階で身に付けるべき、特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図る。

実施月日	内容
5月20日（木）	特別支援教育の基礎的な理解

5 特別支援教育基礎研修会

ねらい：特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識、及び児童・生徒理解について育成を図る。

実施月日	内容
4月21日（水）	通常の学級における特別支援教育の充実
7月27日（火）	～インクルーシブ教育の視点から～

6 教育相談実技研修

ねらい：教育相談実技研修に特別支援教育に関する講義を位置付け、教員経験・職層に応じた実践力の育成を図る。

	<p>【初級】初任者～ 教育相談の基本的な考え方を習得する。 ・教育相談の理解 ・児童理解・生徒理解に向けた環境づくり ・教育相談に対する抵抗感の軽減</p>	<p>【中級】3年目以上 教育相談の実際的な課題をテーマにした実践力を養う。 ・実践的な教育相談機能の習得 ・テーマごとに取り組む演習</p>
第1回	「教育相談概論」	「授業に活かす教育相談」
第2回	「いじめの理解と教育相談」 ～弁護士によるいじめ防止授業について～	「不登校と関係機関との連携」
第3回	「不登校児童・生徒への支援」	「いじめ理解と教育相談」
第4回	「 <u>障害理解</u> 」	「 <u>学校教育における合理的配慮に基づいた指導</u> 」

特別支援教育推進委員会の年間予定

令和3年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 年間予定

	推進委員会	特別支援教育 環境改善検討部会 (随時開催)	特別支援教育 専門性向上検討部会	自閉症・情緒障害教育 検討部会
4				
5				
6	<u>第1回推進委員会(28日午前)</u> ○令和2年度特別支援教育事業の取組状況について ○特別支援学級の増設、特別支援教室の入室者数について ○特別支援教育に関する研修について 他			
7			第1回部会(15日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議	第1回部会(15日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議
8				
9				
10			第2回部会(20日午後) ○進捗状況報告	第2回部会(20日午後) ○進捗状況報告
11				
12			第3回部会(20日午後) ○進捗状況報告 ○令和3年度方向性	第3回部会(20日午後) ○進捗状況報告 ○令和3年度方向性
1	<u>第2回推進委員会(下旬頃)</u> ○各部会報告 ○委員会決定 他			
2				
3				

特別支援教育推進委員会における各検討部会

令和3年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会について

(葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱第5条の規定に基づく検討部会)

特別支援教育推進委員会

～本区における特別支援教育の推進～

特別支援教育環境改善検討部会

- 区立学校における合理的配慮の実施について
 - 医療的ケアを含む合理的配慮の実施に向けた施策の検討
 - 学校、医療機関、関係部署との連携

特別支援教育専門性向上検討部会

- 特別支援教育に関わる者の専門性向上研修について
 - 知的障害特別支援学級の増設について
 - 知的障害特別支援学級における教科書について

自閉症・情緒障害教育検討部会

- 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について
 - 自閉症・情緒障害特別支援学級の運営における課題整理
 - 東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」について検討

令和3年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会の構成

特別支援教育環境改善検討部会

- ・都立特別支援学校校長
- ・医療機関関係者
- ・都立特別支援学校副校長
- ・葛飾区立小学校副校長
- ・葛飾区立中学校副校長
- ・福祉部障害福祉課援護係長
- ・保健所青戸保健センター
保健サービス係長
- ・教育委員会事務局教育総務課
学校施設係長
- ・教育委員会事務局
学校教育支援担当課長

特別支援教育専門性向上検討部会

- ・教育委員会事務局
学校教育支援担当課長
- ・教育委員会事務局指導室長
- ・教育委員会事務局指導室
統括指導主事
- ・特別支援学級（知的障害）設置校の
葛飾区立小学校長 2人以内
- ・特別支援学級（知的障害）設置校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・通級指導学級設置校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・通級指導学級設置校の
葛飾区立小学校 2人以内

自閉症・情緒障害教育検討部会

- ・教育委員会事務局
学校教育支援担当課長
- ・教育委員会事務局指導室長
- ・教育委員会事務局指導室
統括指導主事
- ・特別支援教室拠点校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・特別支援教室拠点校の
葛飾区立小学校長 1人
- ・葛飾区立中学校長会代表 1人
- ・葛飾区立小学校長会代表 1人
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置
校の葛飾区立中学校長 1人
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置
校の葛飾区立小学校長 1人

令和3年度 第1回 葛飾区特別支援教育推進委員会議事録（要旨）

開催日時

令和3年6月28日（月）10：00～12：00

開催場所

葛飾区立総合教育センター大研修室1

協議・報告事項

- (1) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会について
- (2) 令和2年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について
- (3) 特別支援学級の増設について
- (4) 特別支援教室の入室者数について
- (5) 特別支援教室に関する研修について
- (6) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会年間予定及び各検討部会について
- (7) その他

出席委員（27名）

菅谷委員長、河村副委員長、早川委員、浅井委員、高橋（広）委員、大高委員、小笠原委員、沢田委員、宮本委員、天野委員、小林委員、高橋（馨）委員、篠崎委員、齊藤委員、山崎（久）委員、川上（鉄）委員、新井委員、筧委員、橋口委員、橋本委員、菊岡委員、角谷委員、森委員、山崎（淳）委員、加藤委員、大川委員、大友氏（川上（義）委員の代理）

欠席委員（5名）

玉木委員、高橋（龍）委員、景山委員、田島委員、川上（義）委員

配付資料

- 資料1 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿
- 資料2 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱
- 資料3 令和2年度特別支援教育事業の取組状況
- 資料4 葛飾区立小中学校における医療的ケア実施要綱
- 資料5 副籍交流一覧表等
- 資料6 知的障害特別支援学級の増設について
- 資料7 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について
- 資料8 小・中学校特別支援教室入室者数
- 資料9 特別支援教育に関する研修
- 資料10 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会年間予定等

1 開会

<委員長> 開会のあいさつ

昨年度は書面開催を通して多くの意見を頂きました。

本区は盲学校、ろう学校、肢体不自由、知的障害と障害種に応じた学校が揃っていて、日頃から貴重なアドバイスを頂いております。

医療機関、療育機関、幼稚園や保育園を代表する委員の皆様には、一人一人のより良い学びの環境を検討していくにあたりご協力を頂いております。

区立学校では、最前線の学校現場で児童・生徒の健やかな成長にご尽力頂いており、重ねて御礼申し上げます。

今後も葛飾区の特別支援教育の推進に向けて、本推進委員会での検討事項が児童・生徒の支援に直結するようお力添えをお願い申し上げます。

2 委員紹介

<事務局>

- ・傍聴人はいない旨報告。
- ・資料1の名簿順に各委員の紹介及び出欠状況の報告。

3 議題

(1) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会について

<委員長>

議題(1)について、事務局から説明をお願いする。

<事務局>

- ・資料2の本委員会設置要綱の第1条の目的及び第2条の検討事項について確認する。
- ・第1条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会を設置する。
- ・第2条 委員会は、次の事項について検討する。(1)特別支援教育の取組事項の検証に関すること。(2)特別支援教育の推進に関すること。(3)その他必要な事項。
- ・第3条以降は、後ほど各自確認願いたい。

(2) 令和2年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について

<委員長>

議題(2)について、事務局から説明をお願いする。

<事務局>

- ・資料3の令和2年度の葛飾区特別支援教育事業の取組状況について、一括して説明する。
- ・「1就学相談について」の「(1)就学相談受付件数」は前年度からほぼ横ばいである。「(2)令和2年度就学相談内訳」は資料のとおり、「(3)引き継ぎ会申込み件数」は増加した。
- ・引き継ぎ会は、「発達が気になる子どもについて、就学前に保護者と小学校が個別に情報共有を行う場」として設定している。情報共有の方法は、面談あるいは電話、もしくは書面の提出等がある。保護者と小学校が主体となって行うものだが、希望に応じて、幼稚園や保育園、療育機関の先生方や総合教育センターの就学相談専門員等が同席して行うことも可能である。
- ・令和2年度の引き継ぎ会申込み件数が大幅に増えた背景として、少なからず新型コロナウイルス感染症が影響していることが考えられる。「葛飾教育の日」等、外部から学校の様子を見ていただく機会を作ることが困難な状況であり、就学前から保護者が学校生活のイメージをもつことが難しかったのではと考えている。
- ・引き継ぎ会は好評を得ている事業であるため、引き続き周知しながら進めてまいりたい。
- ・「(4)出版企画への寄稿」は、全国特別支援教育推進連盟の出版企画に対し、就学支援シートの活用として、「就学前機関と就学先の一貫した支援を目指した就学相談」と題した原稿を提出している。アイリスシート学齢期版支援シートについて書いており、7月発行予定であるため、興味がある方はご一読いただければと思う。
- ・「2特別支援教室について」、「(1)入室者数」は資料のとおり。令和元年度から令和2年度にかけては微増している。特別支援教室の詳細については、改めて議題(4)で説明する。
- ・「(2)特別支援心理コーディネーターによる小中学校連携サポートについて」は、83件実施した。小学6年生で特別支援教室を利用している児童について、総合教育センターから心理士等を派遣し学校内で行動観察を行い、その様子を記録にまとめることで中学校への引き継ぎを支援するもの。
- ・本事業は中学校にアンケートを実施しており、24校中21校から「満足している」との回答を得ている。課題としては、必要な情報が中学校に行き渡るよう、中学校で配慮してほしいことをまとめて欲しい等の要望があることから、改善しながら進めてまいりたい。

- ・「(3) 特別支援教室の運営に向けた葛飾区版ガイドライン」については、葛飾区が発行しているガイドラインに、特別支援教室での指導の実践例を追加して改訂版を発行した。
- ・「3 医療的ケアについて」、区立学校での医療的ケア児の在籍数は、小学校が3名、中学校が0名である。医療的ケアの内訳は、資料のとおり。「葛飾区立小中学校における医療的ケアの実施要綱」を改正し、医療的ケア判定審査会の設置を明記した。医療的ケアを必要とする相談があり、速やかに判定審査会を実施できるようやり方をコンパクトにしたもの。令和3年度も医療的ケアの相談があり、判定審査会で検討してまいりたい。
- ・「4 知能検査、アイリスシート（学齢期版支援シート）」の実績であるが、知能検査については、小学1年生から小学3年生が60%を占めている。検査依頼の主訴は、行動面42%、学習面28%、対人関係13%で、半数近くが行動面に困り事がある。アイリスシート学齢期版支援シートの交付数は、令和2年度の実績が49件で減少傾向となっている。その理由として、特別支援教室への入室によって個別の教育支援計画等が作られることから、それらがアイリスシートの代替になっている部分が大きいと判断している。
- ・「5 専門家チーム派遣、支援会議」の実績であるが、専門家チーム派遣も昨年度268件のうち小学校1年生から3年生で60%を占めており、行動面での依頼がほとんどである。専門家チーム派遣では、総合教育センターに在籍している教職経験者や心理専門員、都立特別支援学校のコーディネーターを派遣している。
- ・資料4の「葛飾区立小中学校における医療的ケア実施要綱」であるが、第6条に医療的ケア判定審査会の内容を追加した。本要綱は都立水元小合学園に確認いただき、東京都の「都立学校における医療的ケア実施指針」も参考にしてもらいたいとの意見を頂戴している。医療的ケアについては、先日国会で「医療的ケア児やその家族に対する支援の法律」が公布され、「学校の設置者には、医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務がある」と規定されている。法律や都の実施指針も含めて、引き続き要綱の見直し等を進めてまいりたい。
- ・資料5の副籍交流については、年度初めの状況を一覧表で示したものである。令和3年度の副籍対象者は、小学校が223名、中学校が77名である。これは、直接交流や間接交流のほか、籍のみの件数も含んだものである。また、右下の表に、令和2年度の直接交流・間接交流の内訳を示した。直接交流が大幅に減り、間接交流が増加している。新型コロナウイルス感染症の影響が大きいが、そのような中でも、感染症対策を十分に施し、工夫することで直接交流に取り組む区立学校もある。区立学校全体で副籍制度の意義を理解し、コロナ禍でも可能な限り副籍交流を進めていくことができるよう、教職員向けにリーフレットを作成し、全校に周知を行った。

＜委員長＞

事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。_____ 意見・質問なし

（3）特別支援学級の増設について

＜委員長＞

議題（3）について、事務局から説明をお願いする。

＜事務局＞

- ・資料6の「知的障害特別支援学級の増設について」説明する。「1 現状」の「(1) 知的障害特別支援学級在籍児童・生徒数」について、令和3年5月1日時点で、小学校では梅田小学校の児童数が43名6学級、亀青小学校の児童数が40名5学級であり、他校に比べて多い。中学校の状況については、資料のとおりである。
- ・「(2) 児童・生徒数及び学級数の推移」について、過去5年間の数値を示した。平成28年度から梅田小学校については33人以上、5学級、亀青小学校についても32人以上、4学級以上の状態が続いている。
- ・「2課題」であるが、学級数が多くなると、少人数での指導が難しくなる。本推進委員会でも知的障害特別支援学級の増設が必要との意見をいただいている。この度、梅田小学校と亀青小学校の両校をカバーする地域に知的障害特別支援学級を増設することで、各学校について適切な学級数にし、特別支援教育を推進してまいりたい。

- ・「3増設について」増設対象校は白鳥小学校で、令和4年4月1日に開設する。
- ・「4スケジュール」について、就学相談の受付を5月から開始した。白鳥小学校の地域のほか、梅田小学校や亀青小学校の地域からも就学相談の申し込みがあった。
- ・知的障害特別支援学級の増設にあたり、教員の確保が一番の課題と考えている。公募による人事や、都立特別支援学校の教員との異校種期限付異動等の制度の活用を検討しながら、専門性を確保してまいりたい。
- ・資料7の「自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について」説明する。「1現状」の「(1)在籍児童・生徒数」は、令和3年度は高砂小学校は5名で学級数1、高砂中学校は10名で学級数2となっている。
- ・「(2)転学(就学)相談件数」について、令和3年度は小学校22件、中学校14件で、合計36件の電話受付があった。令和元年度は小中学校併せて31件、令和2年度は15件であり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の影響もあると考えられるが、今後もコンスタントに年30件前後の相談件数を見込んでいる。
- ・「2増設について」は、自閉症・情緒障害特別支援学級は、現在は高砂小学校と高砂中学校に設置しているが、両校は令和5年度から新校舎になり、特別支援学級は1教室を想定している。今後の需要数や通学の利便性を踏まえて、清和小学校と立石中学校に同学級を増設する。開設年月日は令和4年4月1日を予定している。清和小学校、立石中学校とともに葛飾区役所に近く、バスや電車によるアクセスがしやすいと考えている。
- ・「3スケジュール」について、同学級への入級判定を10月に予定している。
- ・「4課題」について、児童・生徒の特性を理解し、どのように指導していくか判断できる人材が求められる。専門性の高い教員を確保するため、同学級についても、公募による人事や都立特別支援学校の教員との異校種期限付異動等の制度の活用を検討しながら、併せて教員への研修を充実してまいりたい。
- ・同学級の通常学級との共同学習については、折り紙等の制作を通じて別のクラスとやり取りする等の取り組みは行っているが、直接的な交流を苦手とする児童・生徒が多く、共に授業を受けるのは難しい状況である。休み時間は教室で過ごす児童・生徒が多いと聞いている。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直接交流や共同学習を進めにくい状況である。

＜委員長＞

事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。

＜委員＞

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級の対象者について確認したい。
- ・「新1年生は対象ではない」とのことだが、自閉症の特徴が就学前からはっきりしており、通常学級に就学することが難しい子どもが何名かい。子どもの負担を考えると、知的な遅れはない子どもでも、自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を狙って、「1年生の間は頑張りましょう」と通常学級に就学するよりも、知的障害特別支援学級を勧めるというような形で保護者と相談を進めることもあり、保護者への案内に迷っている。
- ・そのため、現在自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童・生徒の自閉症がどの程度であるのか教えていただきたい。

＜事務局＞

- ・自閉症の程度について測ったことはないが、自閉症・情緒障害特別支援学級は通常学級での指導、特別支援教室での自立活動や指導を行っても、学習上や生活上の困難の改善が難しい児童・生徒を対象としている。まずは通常学級並びに特別支援教室の指導を踏まえて、児童・生徒の状況がどうなのか、そのうえで必要に応じて自閉症・情緒障害特別支援学級を案内いただければと思う。
- ・知的障害特別支援学級への入級を申し込んだ場合は、知的課題の状況がどうなのか判定する必要があるため、その点を踏まえていただきたい。

＜委員＞

- ・通常学級に行くのが難しい子どもに対し、例えば、知的障害特別支援学級に在籍して途中から自閉症・情緒障害特別支援学級に移行出来るシステムがあれば、無理に通常学級に行きま

しようとならずとも、そのような相談に乗ることが出来るのではと思う。

(4) 特別支援教室の入室者数について

<委員長>

議題（4）について、事務局から説明をお願いする。

<事務局>

- ・資料8について説明する。令和3年5月1日現在の特別支援教室の入室者数、通常学級児童・生徒数及び通常学級児童・生徒数における入室者割合について示したものである。
- ・小学校は総計で868名の入室者数、通常学級児童数が20,390名に対し、入室者の占める割合は4.26%である。平成24年度に文部科学省が行った調査で示された「通常学級に在籍する児童・生徒のうち発達障害の可能性のある児童・生徒の割合6.5%」を基準に考えると、小学校はまだ特別支援教室での指導を要する児童が存在していると判断している。
- ・小学校別では、入室者の占める割合は1.89%から8.36%まで大きく差があるが、その背景の詳細な分析には至っていない。今後、学校に聞き取りする等、どのような状況にあるのか直接確認しながら判断していきたい。
- ・中学校は総計で222名の入室者数、通常学級生徒数が8,583名に対し、入室者の占める割合は2.59%である。高校受験を考慮して、特別支援教室利用には至らないケース、小学校での指導の結果、支援レベル1～2相当のケースが一定数あると分析している。
- ・中学校別では、入室者の占める割合は1.12%から6.05%とばらつきがあるため、内容を精査していきたい。
- ・特別支援教室は、平成28年度に小学校全校、平成30年度に中学校全校に配置が完了し、本区は取組が進んでいると認識している。課題としては、入室者割合に学校間のばらつきがある点、指導期間は1年間では指導の結果が出にくいこともあり、2年、3年と利用を継続する児童・生徒もいるため、指導状況についてよく確認していく必要があると考えている。

<委員長>

事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。

<委員>

- ・入室者数について感じたことは、葛飾区は他の自治体に先駆けて特別支援教室を設置してきた。通級指導学級時代は、今の拠点校である通級指導学級の学校に所属している児童・生徒の割合が多くたが、教員が巡回するスタイルに変わり、小学校については児童が分散してきており、その学校の児童に対してのケアが数字に出てきていて、巡回指導が根付いてきていると感じている。
- ・中学校については、6.5%という数字が出てきたが、小中学校全体の平均値であるため、中学校1～3年生では3%台程度と思われる所以、ある程度拾えていると思う。小学1年生が10%程度と考えると、小学校はもう少しニーズがある児童がいると思う。
- ・分析をしながら、入室者の割合が大きい学校、地区に対し、支援が柔軟に対応できるようにしていくと、各学校のニーズが上がってくると考える。

(5) 特別支援教室に関する研修について

<委員長>

議題（5）について、事務局から説明をお願いする。

<事務局>

- ・資料9について説明する。令和3年度は様々な職、直接指導に関わる教員、経験年数に応じて、6つの研修を実施する。
- ・まず「1巡回指導教員研修」は、巡回指導教員の指導力・専門性の向上と区内小中学校の特別支援教育の推進を図ることを狙いとして、年2回実施する。

- ・「2特別支援教育コーディネーター研修」は、校内委員会の企画・運営・協議が円滑にできるよう、学校に関わる専門家や、医療、福祉、保健等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等、コーディネート力の向上を図ることを狙いとし、年2回実施する。
- ・「3特別支援教室専門員研修」は、行動観察等の記録・報告が、児童・生徒の実態把握や理解、また指導改善につながるよう、情報共有・研修協議を行い、特別支援教室専門員としての資質向上を図ることを狙いとし、年2回実施する。
- ・「4初任者研修・新規採用者研修・期限付任用教員任用時研修会」は、初任教諭の段階で身に付けるべき、特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図ることを狙いとし、年1回実施する。
- ・「5特別支援教育基礎研修会」は、特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識、及び児童・生徒理解について育成を図ることを狙いとし、年2回実施する。
- ・最後に「6教育相談実技研修」は、教育相談実技研修に特別支援教育に関する講義を位置付け、教員経験・職層に応じた実践力の育成を図ることを狙いとして実施する。

<委員長>

事務局の説明に対し、質問があればお願ひしたい。

<委員>

- ・次年度の研修については、皆様から意見をいただき、次年度に向け改善していきたいと考えている。
- ・1つは都立学校と連携した研修会が実施できないかというところで、各校長から意見を頂いているため、都立学校と連携した研修にしていきたいと考えている。
- ・また、研修日程が4月に偏っているが、学級運営が固まっていない状況で4月から研修が始まってしまうと、教員の受講が厳しいという意見もあるため、その点も改善していきたい。

<委員長>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は多くの研修が中止になった。令和3年度の研修の実施状況はどうか。

<事務局>

- ・令和3年度の研修は、感染症防止対策を十分に行いながら実施している。

(6) 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会年間予定及び各検討部会について

<委員長>

議題(6)について、事務局から説明をお願いする。

<事務局>

- ・資料10について説明する。本推進委員会の年間予定について、第2回の開催は1月下旬頃を予定している。各検討部会での活動報告や、本推進委員会で協議を依頼する事項について提案させていただく。
- ・各検討部会の年間予定は資料の通りである。特別支援教育環境改善検討部会は、必要時に随時開催とさせていただく。各部会で検討する内容、各部会の構成員は資料のとおりである。

<委員長>

事務局の説明に対し、質問があればお願ひしたい。_____ 意見・質問なし

<委員長>

- ・以上で本日の議事はすべて終了した。
- ・本日の委員会全体を通して、副委員長から講評をいただきたい。

<副委員長>

- ・都立特別支援学校、関係小中学校の先生方にお聞きできればと思うが、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、副籍交流及び共同学習を実施する難しさというのがあったのではない

かと推察する。副籍交流や共同学習を積極的に進めていく上で、何か改善すべき課題があれば意見をいただきたい。

<委員>

- ・昨年度は私達自身も新型コロナウイルス感染症についてよく分からずに、何でも中止、あるいは延期という形であったが、少しずつどのように対応していくべきか分かってきたところである。
- ・副籍交流については、こちらもマスクをして行くし、食事も一緒にしないし、ただ帰りの会に出席しようしたり、挨拶程度の事でも「今年は直接交流はやりません」と、区立学校から決定事項のように言われてしまう。
- ・今年度になっても、そのような状態が続いている、食事を一緒にするのはまだしも子ども同士触れ合って何か行うことがないにも関わらず、「直接交流は今年度も見合わせます」という区立学校がいくつかあって、やむを得ず間接交流になっている。
- ・正しい知識を持って、対応していただけたらと思う。
- ・学校間交流を行っている幸田小学校と葛美中学校は、交流内容を事前にお伝えして、「そういう環境だったら大丈夫です」ということで、都教育委員会主催の公開授業に幸田小学校及び葛美中学校に来ていただき実施している。
- ・幸田小学校については、学校見学1回、その後に交流、葛美中学校についても交流ということでスタートできたことをありがたく思う。直接交流の準備であるとか、対応等で大変なところもあると思うが、趣旨を汲んでいただき、協力いただけたとありがたい。
- ・「交流があるから特別支援学校にしました」という保護者の声もあり、その声がなくなり、「何が何でも通常の小学校に行かないと」となってしまうと、子どもたちにとっても影響してしまうため、ご理解いただけたらと思う。
- ・間接交流についても、お便り交換ということだが、「関係者以外、校内では紙での配布をしていないため、ホームページに掲載しているものをコピーして渡してください」等、交流の意義が問われている事例が散見されるため、区で検討していただければと思う。

<委員>

- ・交流の実施については、都立の校長先生から対応に困った時すぐに連絡をいただいたり、その都度、困りごとがあった時に連携して取り組めるようにということで、区教育委員会で説明させていただいた。
- ・今回の件については、個別の学校の事案ということで、直に学校に説明して、受け入れを可能にしていただきたいということで指導したところではあるが、先ほどの表の中にも見受けられるように、全体として交流を控えるような動きになっていたのが昨年度の状況であると思う。また、春先にも新型コロナウイルスへの感染が心配される等、受け入れる区立学校にも不安がある実態があったということで、交流を進めにくいという現状が互いの学校で発生していたのではと感じている。
- ・事務局からも説明があったとおり、「何のために副籍交流を行っているのか」という趣旨が理解されなければ、なかなかその先が進まないことがあるため、区教育委員会も趣旨の周知に取り組んでいきたい。

<副委員長>

- ・障害のある子どもも一緒に学んでいくことが出来る仕組みの設計をしていく中で今進んでいることから、新型コロナウイルス感染症拡大のような障害要因があつて難しくしているとしても、出来ることを工夫しながら特別支援教育の推進を実現していくことが、お互いに求められている時代であると思う。現実的な方策を積み重ねながら、交流や共同学習を進めていけるとありがたいと思う。
- ・2点目だが、自閉症・情緒障害特別支援学級については、特別な経緯があり、昭和40年代から現在の通級指導学級で教育を進めてきた経緯がある。そういう中で、固定の特別支援学級を設けていくことを新たに取り組んでいこうというのが東京都の考え方である。都は「切り分けが必要だ」と言っていて、今までの知的障害を中心とした従来型の特別支援学級と、自閉症・情緒障害特別支援学級というのは違うということを考えておく必要がある。対象となる子どもは知的障害でない自閉症や情緒障害である子どもたちということになっていて、各教科等の教育課程は通常学級の教育課程で編成し、そのうえで自立活動を行うことになる。各教科等の学級内容については、通常学級の教科が理解できる子どもたちであるので、自閉

症・情緒障害特別支援学級で一定の変容、行動面、対人関係において改善が見られた場合には、通常学級に戻していくべきという見通しの中で特別支援学級の指導を進めていく必要がある。

- ・従来の通級指導学級とも弹力的に移行ができるような仕組みにしておかないといけないと思う。入級時から見通しを持ち、教育を進めていき、退級・転学に繋げていくことも含めて考えていく必要がある。検討していただき、そのような教育が出来る専門性が高い先生方の確保を一体に考えていただきたいと思う。
- ・3点目として、特別支援教室についてだが、個々の学校の事情により、入室率にばらつきはあるのは当然であると思うが、入室割合の高い学校については、特段の配慮がないと学校も大変なのではないかと感じるため、丁寧にみていただき、支援の手を打っていただくと良いと思う。

<委員長>

- ・これだけの人数の委員が揃う機会も限られているため、委員の皆様から本区の特別支援教育推進に関する検討事項があれば、ぜひこの場でお伺いしたい。

<委員>

- ・区の特別支援教育に学習障害が含まれていると思われるが、特別支援教室の役割として、「学校の授業の補修を行う場所ではありません」と明記されている。読み書き障害、算数障害の子どもに対してのサポートが少し足りていないと考える。知的障害ではないけれども、言語が育っていないかないと、知的障害的な様相に子どもが変わっていくため、その点について、どのようにサポートしていくのかというところが課題であると考える。
- ・特別支援教育環境改善検討部会について、医療機関との連携と書かれているが、言語聴覚士は主に病院や放課後等デイサービス、児童発達支援センター等の福祉の領域に勤めていることが多い。3月に言語聴覚士が学校とどれくらい連携できているかのアンケートがあったが、その中では「10%にも満たない」結果となっており、医療機関又は福祉機関との連携を深く進めさせていただけないと、教員の専門性に加え、その他の専門性も向上するため、検討部会の中で説明できればと思う。

<事務局>

- ・学習障害に対しての指導内容については、どういった形で行っていくのが良いのか検討させていただきたい。
- ・特別支援教育環境改善検討部会についても、様々な機関と連携させていただけるとありがたいと思う。

<委員>

- ・学習障害の話について、特別支援教室では8時間までの指導が可能だが、巡回指導を行う関係上、特別支援教室で8時間対応してしまうと通常の学級に入る時間が少なくなってしまうことがあるため、指導時間については、個別に差がある状況と認識している。
- ・デジタルMIMということで、実施校をお願いして行っているところである。どの程度効果が上がるのかについて、これから検証していくところだが、効果がある場合は、もう少し範囲を広げていけるのではないかと思う。

4 閉会

<委員長>

- ・数々の意見を寄せていただき感謝申し上げる。
- ・最後に事務局から事務連絡をお願いする。

<事務局>

- ・第2回の推進委員会については、令和4年1月下旬頃に開催させていただきたい。
- ・本日の議事内容については、後日、区ホームページに掲載させていただく。

<委員長>

- ・以上で「令和3年度第1回葛飾区特別支援教育推進委員会」を終了する。